



厚生労働省 千葉労働局 発表
平成 29 年 12 月 1 日

照
会
先

千葉労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長
室谷留美
雇用環境改善・均等推進監理官
山本政好
電話 043-306-1860

平成 29 年度第 2 回「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」を開催し、ちば「働き方改革」共同宣言に基づく具体的な行動案を採択しました！

～働きやすさと働きがいのある雇用環境の実現に向けてオール千葉で「働き方改革」を進めます～

千葉労働局（局長 塚本勝利（つかもとかつとし））は、ちば「働き方改革」共同宣言の実現に向け、平成 29 年 11 月 24 日に、平成 29 年度第 2 回「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」（※）を開催し、当該会議において、ちば「働き方改革」共同宣言に基づく具体的な行動案を提案し、全会一致で採択されました。これにより、千葉県内の働き方改革等がより一層推進されることを期待しています。

（※）千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、国、県、労使団体及び金融機関の関係者が連携して取り組むことを目的としたものです（会議設置要綱及び共同宣言に基づく具体的な行動案は別添参照。）



（左から順に）

千葉信用金庫 宮澤理事長、株式会社千葉銀行 木村取締役副頭取
日本労働組合総連合会千葉県連合会 小谷会長、滝川千葉県副知事、塚本千葉労働局長
一般社団法人千葉県経営者協会 小島会長、千葉県中小企業団体中央会 平会長
一般社団法人千葉県商工会議所連合会 石井会長、千葉県商工会連合会 和泉会長

資料

1. 設置要綱
2. ちば「働き方改革」共同宣言に基づく具体的行動案

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」設置要綱

1 設置目的

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、国、県、労使団体及び金融機関の関係者が連携して取り組むことを目的として「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」（以下「会議」という。）を設置する。

2 協議事項

会議での協議事項は次のとおりとする。

- (1) 長時間労働抑制、年次有給休暇取得促進、働く者のニーズに応じた多様な働き方の導入等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する事。
- (2) 正社員転換・待遇改善の推進をはじめ、若者、高齢者、障害者の雇用の促進に関する事。
- (3) 職場における女性の活躍推進に関する事。
- (4) その他労働分野における課題に関する事。

3 構成員

(1) 構成員は、以下のとおりとする。

区 分	構 成 員
労 働 団 体	日本労働組合総連合会千葉県連合会 会 長
使用者団体	一般社団法人千葉県経営者協会 会 長 千葉県中小企業団体中央会 会 長 一般社団法人千葉県商工会議所連合会 会 長 千葉県商工会連合会 会 長
金 融 機 関	千葉銀行 頭 取 千葉信用金庫 理事長
行 政 機 関	千葉県 知 事 千葉労働局 局 長

※なお、構成員の過半数の了解の下、必要に応じて学識経験者等を参画させることができるものとする。

(2) 会議の座長は千葉労働局長をもって充てる。

4 会議の開催

- (1) 会議は座長が招集する。
- (2) 座長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- (3) 座長が必要と認めるときは、協議事項に基づき、ワーキングチームを設置することができる。

5 事務局

会議の事務局は、千葉県及び千葉労働局が共同で担当する。

6 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は会議で定める。

附則 この設置要綱は、平成 28 年 9 月 7 日から施行する。

ちば「働き方改革」共同宣言に基づく具体的な行動案

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」が採択した「ちば『働き方改革』共同宣言」に基づき、働きやすさと働きがいのある雇用環境の実現に向けて、「オール千葉」で取り組んでいきます。

1 労使の意識改革を図り、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得を促進します。

企業において取り組むことが期待される主な内容

- 労使が共に意識改革を図り「長時間労働の企業文化」を見直します。
- 労働時間の適切な把握、時間外労働協定（36協定）の適正な締結や、「ノー残業デー」などの手法により時間外労働等の削減に取り組むとともに、業務改善等の生産性の向上に取り組みます。
- 週休2日制の導入などとともに、年次有給休暇の取得計画の作成、呼びかけ等による取得しやすい雰囲気づくりに努め、年次有給休暇の取得を促進します。

2 若者、女性、高齢者、障害のある方々などすべての県民がその持っている能力を最大限に発揮でき、働くことに幸せを実感できるような「働きやすさ」と「働きがい」のある雇用環境を整備します。

企業において取り組むことが期待される主な内容

- 若者の雇用促進等を図るため、積極的な採用時の職場情報の提供や人材育成等に取り組めます。
- 女性の少ない職務等への採用や管理職への登用等女性の活躍推進に取り組めます。
- 男女ともに、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に離職することなく仕事と家庭を両立することができるよう、いわゆるマタハラ防止措置や育児・介護休業規定等を整備し、次世代育成支援のために積極的に取り組めます。
- 65歳以降への定年延長や継続雇用制度の導入等の社内制度の整備等に取り組めます。

- トライアル雇用、職場適応応援者による支援等、障害者の雇用促進や定着に取り組めます。
- 労働者の治療と仕事の両立支援のため社内制度の整備等に取り組めます。

3 不本意非正規雇用労働者の正社員化やキャリアアップ支援等を通じて企業の生産性と競争力を高め、地域経済を活性化し、魅力ある千葉県を創出します。

企業において取り組むことが期待される主な内容

- 職業能力開発や正社員化など、非正規雇用労働者の希望、意欲、能力等に応じた正社員への転換や処遇の改善に向けて取り組めます。
- 労働契約法に基づく「無期転換ルール」の円滑な導入等に取り組めます。
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けて取り組めます。
- 人事評価制度や人材育成制度の改善、業務方法の見直し等により、労働者のキャリアアップや労働生産性の向上に取り組めます。

【企業が自主的に取り組むための主な支援策等】

各企業における取組を促進するためには、中小企業を重点にした個々の企業への具体的な支援とともに、働き方改革の実現に向けた社会全体の機運の醸成、また、各企業における時間外労働削減のための業務発注での配慮など社会全体で支援、取り組むことが重要です。「オール千葉」にて、下記のような支援策等を着実に実施します。

1) 社会全体の機運の醸成

- キャンペーン、シンポジウム、セミナーの実施などにより、社会全体の機運の醸成を図ります。

2) 好事例の周知・広報

- 働き方改革に取り組む企業等の好事例の周知・広報を図ります。

3) 宣言企業・認定制度等の周知・普及等

- ちば「働き方改革」共同宣言の趣旨に賛同する企業を募集し、企業名等をHP等で広く紹介します。
- 千葉県「社員いきいき!元気な会社」宣言企業、次世代育成支援対策支援法に基づく「くるみん（プラチナくるみん）認定制度」、女性

活躍推進法に基づく「えるぼし認定制度」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定制度」、の周知、普及を図ります。

- 千葉県「社員いきいき!元 気な会社」宣言企業、「くるみん」「プラチナくるみん」「えるぼし」「ユースエール」認定企業、ちば「働き方改革」共同宣言賛同企業に金融機関の特典付き融資（注1）の申請対象企業とするなどにより、企業の自主的な取組みを促進します。

（注1）ちば「働き方改革」共同宣言に賛同した企業等は、協賛する金融機関による融資への申し込みが可能となり、融資実行から1年以内にセミナー受講などのメニューの中から1つ1回のみ無償利用可能となる特典付き融資。

■厚生労働大臣が認定する制度

- ※「くるみん」「プラチナくるみん」：子育てサポートの取組が行われている企業として認定
- ※「えるぼし」：女性の活躍推進に関する取組が優良な企業として認定
- ※「ユースエール」：若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業として認定

■千葉県の登録制度

- ※「“社員いきいき！元 気な会社”宣言企業」：誰もが働きやすい職場環境づくりに取組む企業として登録する制度

4) 業務発注における配慮等の促進

- 各企業において時間外労働の削減等が図られるよう、工事、業務等の発注における配慮等を促進します。（建設工事については「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく取組を促進します。）

5) 職業訓練、人材育成の促進

- 育児サービス付き訓練など、労働者の状況にも配慮した職業訓練、人材育成を促進します。

6) 生産性向上、働き方改革に取組む企業への助成等

- 業務改善等による生産性の向上や時間外労働の削減、仕事と家庭の両立支援等の働き方改革に取組む企業への助成（キャリアアップ助成金・業務改善助成金・職場意識改善助成金・両立支援助成金等）を行います。さらに、生産性の向上を図った企業への割増助成を行い、その取組を促進します。また、金融機関においても助成金の企業への周知等を促進します。

7) 各種窓口等での支援指導等の充実

- 公労使会議構成員機関・団体の各種窓口等での支援指導、情報提供等の充実を図ります。

千葉労働局・労働基準監督署、ハローワーク、生涯現役支援窓口、障害者就業・生活支援センター、産業保健総合支援センター、千葉県最低賃金総合相談支援センター、非正規雇用労働者待遇改善支援センター

ター等

千葉県・・・ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター
連合千葉・・・なんでも労働相談

千葉県経営者協会・・・次世代育成支援対策センター、第45期労働
法大学講座・労務法制委員会・人事労務講座・労働法
フォーラム等での労働法制に関する情報提供経営者協
会

千葉県中小企業団体中央会・・・次世代育成支援対策センター

千葉県商工会議所連合会・・・千葉県内21商工会議所・千葉県中
小企業人材サポート事業、誰もが働きやすい職場づく
りセミナー

千葉県商工会連合会・・・ホームページ、広報誌及びメールマガジ
ンによる情報提供、商売繁盛相談窓口での支援指導

○ 各種取組に向けた専門家を派遣します。

千葉労働局・・・働き方・休み方改善コンサルタント、雇用管理ア
ドバイザー、高齢アドバイザー、助成金アドバイザー

千葉県・・・働き方改革アドバイザー（予定）

千葉県経営者協会・・・【会員向け】経営労務相談の実施（経営上の
トラブル解決のため会員弁護士、社労士を紹介。初回
相談料相当額を協会が負担。）

千葉県商工会連合会・・・エキスパートバンク制度による社会保
険労務士、中小企業診断士の派遣

平成29年11月24日

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

日本労働組合総連合会千葉県連合会会長

一般社団法人千葉県経営者協会会長

千葉県中小企業団体中央会会長

一般社団法人千葉県商工会議所連合会会長

千葉県商工会連合会会長

株式会社千葉銀行取締役頭取

千葉信用金庫理事長

千葉県知事

千葉労働局長